

神奈川県（以下「甲」という。）と、公益社団法人神奈川県産業資源循環協会（旧社団法人神奈川県産業廃棄物協会）（以下「乙」という。）との間で締結した神奈川県不法投棄の情報提供に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更し、次のとおり協定を締結する。

※下線部分が変更点

神奈川県不法投棄及び不適正保管の情報提供に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と、公益社団法人神奈川県産業資源循環協会（以下「乙」という。）とは、廃棄物不法投棄の情報提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙及び乙の会員（以下「会員等」という。）が、神奈川県内全域において廃棄物の不法投棄及び不適正保管（以下「不法投棄等」という）を発見した場合、甲及び関係者に情報を提供すること等の協力により、廃棄物の不法投棄等に対する監視活動及び啓発活動を強化し、これまで以上の早期発見、早期対応、未然防止及び普及啓発を図り、不法投棄等を許さない地域環境づくりを推進することを目的とする。

（内容）

第2条 会員等は、業務中に廃棄物の不法投棄等と思われる現場若しくは行為を発見した場合には、別に定めるマニュアル（平成31年3月28日改正）に従い、速やかな情報提供に努める。

2 不法投棄等の行為者や不審車両の追跡等の行為は行わないものとする。

3 会員等は、提供した情報に対する対応結果の報告を甲に対して求めることができる。

（市町村の協定等との関係）

第3条 市町村等が会員等と独自に廃棄物不法投棄等の情報提供に関する協定等を締結した場合は、前条の規定に関わらず、当該市町村等における廃棄物不法投棄等情報の提供は、その協定等に基づいて行うこととする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び関係者は、情報提供に際して知り得た会員等に関わる事項を外部に漏らしてはならない。

(その他事業への協力)

第5条 乙は、甲がこの協定に関連して行う事業への協力を努めるものとする。

(協議事項等)

第6条 この協定に定めのない事項、この協定に関して疑義が生じたとき及び協定を終了する場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

(効力発生日)

第7条 この協定の効力は、締結の日から効力を発する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保持するものとする。

平成31年3月28日

甲 神奈川県
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 公益社団法人
神奈川県産業資源循環協会
会長 藤枝 慎治